

会計年度任用職員に係る休暇・休業制度について

久喜市会計年度任用職員として採用となった場合、以下の休暇・休業制度を利用することが出来ます。取得要件や取得日数等でご不明な点がございましたら、人事課給与厚生係までお問い合わせください。

会計年度任用職員に付与される休暇・休業		有給・無給	付与日数	
休暇	年次有給休暇	有給	①のとおり	
	特別休暇	病気	無給	②のとおり
		公民権行使	有給	その都度必要と認める期間
		官公署出頭	有給	
		出生サポート（不妊治療）	有給	③のとおり
		出産（産前・産後）	有給	④のとおり
		妊産婦の健康診査及び保健指導	有給	⑤のとおり
		妊娠中の通勤緩和	有給	⑥のとおり
		妊娠障がい	無給	7日の範囲内で その都度必要と認める期間
		保育時間	無給	⑦のとおり
		生理日の就業困難	無給	3日の範囲内で その都度必要と認める期間
		忌引	有給	⑧のとおり
		感染症法による交通制限等	有給	その都度必要と認める期間
		現住居の滅失等	有給	1週間の範囲内で その都度必要と認める期間
		結婚	有給	5日の範囲内で その都度必要と認める期間
		出産補助	有給	⑨のとおり
		男性育児参加	有給	⑩のとおり
		子の看護	無給	⑪のとおり
		短期介護	無給	⑫のとおり
		出勤困難	有給	その都度必要と認める期間
通勤途上	有給			
骨髄等ドナー	無給			
夏季	有給	勤務日数に応じて最大3日		
介護休暇	無給	⑬のとおり		
介護時間	無給	⑭のとおり		
休業	育児休業	無給	⑮のとおり	
	部分休業	無給	⑯のとおり	

①年次有給休暇

任用の日から6カ月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合に、次の1年間において次の表の勤務日に応じた日数が付与されます。また、任用の日から1年6カ月以上継続勤務した場合、任用の日から6カ月経過した日から起算して1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合に、次の1年間において次の表の勤務日に応じた日数が付与されます。2年6カ月以降も同様となります。1日又は1時間単位で取得できます。

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	勤続年数ごとの年次有給休暇の日数						
		6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月以上
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※1週間の所定労働時間が29時間以上の職員には、1週間の勤務日数に関わらず、週所定勤務日数が5日以上の職員と同じ日数を付与します。

②病気

以下のア又はイに該当する場合に取得できます。

ア 公務上の負傷又は疾病の場合 その療養に必要な期間

イ ア以外の負傷又は疾病の場合

6カ月以上の任期又は6カ月以上継続勤務している場合に、次の表の勤務日に応じた日数を取得できます。

週所定勤務日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の所定勤務日数	217日以上	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日
付与日数	10日	7日	5日	3日	1日

※1週間の所定労働時間が29時間以上の職員には、1週間の勤務日数に関わらず、週所定勤務日数が5日以上の職員と同じ日数を付与します。

③出生サポート(不妊治療)

1年につき5日(体外受精及び顕微授精を行う場合は10日)の範囲内において1日又は1時間単位で取得できます。

④出産(産前・産後)

出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあたっては14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間、取得できます。

⑤妊産婦の健康診査及び保健指導

妊娠6カ月(1箇月は28日として計算する。)までは4週間に1回、妊娠7カ月から9カ月までは2週間に1回、妊娠10カ月から出産までは1週間に1回、産後1年後まではその間に

1 回(医師等の特別な指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数)とし、1 回につき 1 日の範囲内でその都度必要と認める時間取得できます。

⑥妊娠中の通勤緩和

正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間取得できます。

⑦保育時間

女性職員の場合、1 日 2 回各 30 分以内の時間。男性職員の場合、1 日 2 回各 30 分以内の時間から、配偶者等が同様の休暇を取得する場合は、その時間を差し引いた時間を超えない時間取得できます。

⑧忌引

次の表の日数取得できます。

親 族	日 数
配偶者・父母	7日
子	5日
祖父母	3日(代襲相続し、かつ祭具等の継承を受ける場合は7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(代襲相続し、かつ祭具等の継承を受ける場合は7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(同一生計の場合は7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(同一生計の場合は5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(同一生計の場合は3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

⑨出産補助

配偶者の入院等の日からおおむね出産後 2 週間以内で、3 日の範囲内において 1 日又は 1 時間単位で取得できます。

⑩男性育児参加

配偶者の出産予定日の 6 週間(多胎妊婦の場合は 14 週間)前の日から、出産の日後1年を経過する日までの範囲内で、5 日の範囲内において 1 日又は 1 時間単位で取得できます。

⑪子の看護

6カ月以上の任期又は6カ月以上継続勤務している職員で、1 週間の勤務日の日数が 3 日以上又は 1 年間の勤務日の日数が 121 日以上の職員が、一の年において 5 日(その養育する小学校就学前の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日)の範囲内において 1 日又は 1 時間単位で取得できます。

⑫短期介護

6カ月以上の任期又は6カ月以上継続勤務している職員で、1週間の勤務日の日数が3日以上又は1年間の勤務日の日数が121日以上の職員が、一の年において5日(要援護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内において1日又は1時間単位で取得できます。

⑬介護休暇

要介護者の介護をする場合で以下のア及びイの要件に該当する場合に、当該要介護者ごとに3回を超えず、かつ、通算93日を超えない範囲内で必要と認められる期間取得できます。

ア 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6カ月を経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでない場合

イ 1週間の勤務日が3日以上とされている場合又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合で1年間の勤務日が121日以上の場合

⑭介護時間

要介護者の介護をする場合で以下のア及びイの要件に該当する場合に、当該要介護者ごとに連続する3年の期間内において1日につき2時間(1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間取得できます。

ア 1日につき定められた勤務時間数が6時間15分以上である勤務日がある場合

イ 1週間の勤務日が3日以上とされている場合又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合で1年間の勤務日が121日以上の場合

⑮育児休業

以下のア及びイの要件に該当する場合、当該職員の子が1歳に達する日(特別な事情がある場合は1歳6か月及び2歳に達する日の場合も有)までの間、2回まで取得できます。

ア 子が1歳6か月に達する日までに、その任期(再度の任用がなされる場合はその任期)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない場合

ただし、子の出生の日から57日以内に男性職員が育休を取得する場合(2回まで取得可能)は、出生の日から起算して8週間と6か月を経過する日までに任用されないことが明らかでない場合

イ 1週間の勤務日が3日以上とされている場合又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合で1年間の勤務日が121日以上の場合

⑯部分休業

1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合で1年間の勤務日が121日以上で1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上の場合、3歳に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲の時間に限る。)について部分休業を取得することができます。